

短期入所生活介護 特別養護老人ホームさくら重要事項説明書

【令和8年8月1日現在】

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

（電話）03-5691-7150

（担当）生活相談員（月曜日～土曜日【祝日可】）

※ ご不明な点等ございましたら、何なりとお尋ねください。

2. 施設の概要

施設の名称	さくら
施設の種類	併設型短期入所生活介護施設
事業所番号	1372101905
施設の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るための援助を目的とする。
施設開設年月日	平成12年 4月 1日
施設の敷地面積	3,017.48㎡
施設の延床面積	4,917.48㎡（うち「さくら」3,098.45㎡）
入所定員	7名（併設型介護予防短期入所生活介護 含む）
第三者評価等の実施状況	・東京都福祉サービス第三者評価を実施 ・評価機関：NPO 法人 メイアイヘルプユー ・実施年月日：令和5年2月28日 ・介護サービス情報の公表制度による公表を実施
職員の研修実施状況	・採用時研修 採用後2ヶ月以内 ・継続研修 年2回以上 ・施設内研修 年3回以上

3. 施設の職員体制・勤務体制

職 種	現職数	基準数	勤務時間	備考
管理者	1名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	かえでと兼務
生活相談員	3名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	1名は常勤
ケアワーカー	30名	21名	【早番】7時00分～16時00分 【日勤】8時45分～17時45分 【遅番】11時00分～20時00分 【夜勤】17時00分～翌9時45分	
医師	2名	1名	週1回診察（非常勤）	内科、精神科
看護師	4名	3名	【日勤】8時45分～17時45分	1名は常勤
管理栄養士	2名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	
機能訓練指導員	1名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	
介護支援専門員	2名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	1名は常勤

4. 施設設備等の概要

居室の種類	室数	1人あたりの広さ	収納スペース	備 考
1人部屋	6室	13.09㎡～	あり	備付家具、一部トイレあり
4人部屋	1床	11.11㎡～	あり	備付家具あり

設備の種類	室数	広さ	備考
食堂	1室	206.74㎡	2階(89.31㎡)・3階(117.43㎡)
浴室	1室	82.78㎡	かえでと共用(一般浴槽、機械浴槽あり)
機能訓練室	1室	56.11㎡	障害者支援施設かえでと共用
医務室	1室	20.95㎡	障害者支援施設かえでと共用
看護室	1室	19.43㎡	障害者支援施設かえでと共用
静養室	1室	26.76㎡	障害者支援施設かえでと共用
相談室	1室	16.48㎡	障害者支援施設かえでと共用
娯楽スペース		31.26㎡	2階にあります。

5. 施設サービスの内容

①日常生活支援

サービス計画の立案	3泊4日以上の利用者には、個人の特性に応じた短期入所サービス計画の立案を行い、ご本人・ご家族の同意に基づいて作成しています。地域において生活ができるよう心身の特性に応じた必要な支援を行います。
介 護	上記の短期入所サービス計画に基づいた介護を行います。 (食事・入浴・着替え・排泄・体位交換・移動介助・余暇活動等)
食 事(食事時間等)	朝食 7時30分～(朝食は、ご飯・パンの選択ができます。) 昼食 12時00分～(昼食は1週間に2回選択食を行っています。) 夕食 18時00分～ ※15時00分におやつをご用意いたします。 ※お食事は原則として食堂にておとりいただいています。 ※インスリン接種・胃ろうの方はご相談に応じ、別途協議します。
入 浴	短い日数のご利用でも最低1回は入浴していただけます。(1週間以上のご利用の場合は週に2回以上)但し、心身の状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合や、体調不良等によって中止させていただくことがあります。
排 泄	利用者の心身能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を実施いたします。
機能訓練	機能訓練室等において、機能訓練指導員が中心となり機能訓練を行います。
生活相談	生活相談員等がご相談に応じます。
清 掃	利用者にもできる範囲で清掃に参加するように促した上で、職員が援助を行います。
洗 濯	担当の職員が施設にて行います。但し、通常の洗濯・乾燥機での取り扱いが可能な衣類等に限りです。(別途料金はかかりません。)
送迎サービス	足立区内のみ行います。 入退所は原則として10時00分～16時00分です。

②余暇活動等の支援

レクリエーション等	日課のなかで、適宜行っていきます。
趣味活動	華道・茶道・音楽等の活動を行っています。

③保健医療サービス

健康管理	・ 日常的には、看護職員を中心に健康管理を行います。 ・ 服薬管理を行っています。 ・ 緊急対応マニュアルや感染症マニュアル等を作成し、日々の対応に注意を払っています。
------	--

④地域との交流、その他

会報の発行	当法人の会報を年4回以上発行し、ご家族にお送りしています。
行事への参加	ご利用中に当施設が実施する行事には、是非一緒にご参加ください。 (事前にご連絡し、参加人数等を確認する場合があります。)
ボランティア	各行事・日常生活での援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受付も常時行っています。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉専門職の学習の場として、当施設を積極的に提供します。
カフェさくら	1階にて喫茶店を営業しています。 (月～金。正午を挟んで4時間前後) (都合により、休業する場合があります。)

6. 利用料金

(1) 基本料金(一日あたりの負担額)

① 併設型短期入所生活介護サービス費

単位数×11,10

居室種別	要介護度	単位数	短期入所生活介護サービス費	利用者負担額
従来型個室 併設型短期入所 生活介護費(Ⅰ)	要介護度1	603単位	6,693円	669円
	要介護度2	672単位	7,459円	745円
	要介護度3	745単位	8,269円	826円
	要介護度4	815単位	9,046円	904円
	要介護度5	884単位	9,812円	981円
多床室 併設型短期入所 生活介護費(Ⅱ)	要介護度1	603単位	6,693円	669円
	要介護度2	672単位	7,459円	745円
	要介護度3	745単位	8,269円	826円
	要介護度4	815単位	9,046円	904円
	要介護度5	884単位	9,812円	981円

※ 表は利用者負担が1割の場合で、日単位で計算したおおむねの額です。

② その他の体制加算 体制が整っている場合、基本料金に算定される加算・減算

項目	単位数	利用者負担額	備考
長期利用者に対する減算	30単位		
	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない		
看取り連携体制加算	64単位	71円	
	・ 次のいずれかに該当すること (1) 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること (2) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡		

	できる体制を確保していること ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること ※死亡日及び死亡日以前３０日以下について、７日を限度		
看護体制加算（Ⅰ）	４単位	５円	
	専従の常勤看護師を配置した場合		
看護体制加算（Ⅱ）	８単位	９円	
	①専従の看護職員を配置 ②２４時間連携・連絡体制の整備		
看護体制加算（Ⅲ） イ	１２単位	１４円	
	①（Ⅰ）の算定要件 ②要介護３以上が７０％以上		
看護体制加算（Ⅳ） イ	２３単位	２６円	
	①（Ⅱ）の算定要件 ②要介護３以上が７０％以上		
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	２２単位	２４円	
	①介護職員のうち介護福祉士を８０％以上の配置 ②勤続１０年以上介護福祉士３５％以上		
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	１８単位	２０円	
	①介護職員のうち介護福祉士を６０％以上の配置		
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	６単位	７円	
	①介護福祉士５０％以上 ②常勤職員７５％以上 ③勤続７年以上３０％以上		
機能訓練体制加算	１２単位	１４円	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を１００で除した数以上配置していること		
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）	１３単位	１５円	
	夜勤帯の介護職員又は看護職員の延べ勤務時間が６４時間（４名分）以上		
夜勤職員配置加算 （Ⅲ）	１６単位	１８円	
	①（Ⅰ）の算定要件 ②喀痰吸引できる職員を配置		
身体拘束廃止未実施 減算	所定単位数の１％を減算		
	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること		
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の１％を減算		
	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）		

	を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1%を減算 以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	総単位数に16.3%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	総単位数に17.6%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ	総単位数に15.9%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ	総単位数に17.2%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位数に13.6%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	総単位数に11.3%を乗じた単位数を加算

③ その他の加算 対象の方のみ算定される加算・減算

項 目	単位数	利用者負担額	備考
口腔連携強化加算	50単位	55円	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位	111円	・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること ・見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位	11円	
	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと		
個別機能訓練加算	56単位	63円	
	①居宅訪問 ②個別機能訓練計画作成 ③3月に1回見直し		
送迎加算（片道）	184単位	205円	
	在宅と事業所間の送迎を施設にて実施した場合		
療養食加算	8単位	9円	
	医師の処方箋に基づき療養食を提供した場合に1食ごとに算定。		
在宅中重度者受入加算（看護体制加算未算定の場合）	425単位	472円	
	訪問看護利用者が、配置医師による指示で訪問看護を利用		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	222円	
	利用開始7日間上限		
若年性認知症利用者受入加算	120単位	134円	
	若年性認知症利用者を受け入れ、担当者を配置した場合		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	109円	
	理学療法士等や医師からの助言を受け機能訓練計画を作成状態を把握し、助言を行う		
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	218円	
	共同し、機能訓練計画を作成し、機能訓練を行う		
緊急短期入所受入加算	90単位	100円	
	・緊急利用枠で受入 ・利用開始から7日間以内		
医療連携強化加算	58単位	65円	
	①看護体制加算Ⅱ算定 ②定期的な巡視 ③事前の医療取り決め		

（２）居住費及び食費（１日あたりの負担額および負担限度額）

段 階 区 分			居 住 費		食 費	
所 得 区 分			利 用 料 負担段階	従来型個室 多 床 室		
市 町 村 民 税	世帯課税者		第 4 段階	1， 2 3 1 円	9 1 5 円	1、 5 4 5 円
	世 帯 非 課 税	前年の合計所得金額+ 年金収入が1 2 0 万円超	第 3 段階②	9 8 0 円	5 3 0 円	1、 3 6 0 円
		前年の合計所得金額+ 年金収入8 2． 6 5 万円 超1 2 0 万円以下	第 3 段階①	8 8 0 円	4 3 0 円	1、 0 3 0 円
		前年の合計所得金額+ 年金収入8 2． 6 5 万円 以下	第 2 段階	4 8 0 円	4 3 0 円	6 0 0 円
		老齢福祉年金受給者	第 1 段階	3 8 0 円	0 円	3 0 0 円
生 活 保 護 受 給 者 等						

※ 朝390円 昼690円 タ465円となります。召し上がらなかった分は請求いたしません。

ただし、食材を用意している関係で、急な体調不良や用事でやむを得ずキャンセルとなった場合でも、料金をいただくことになります。

※ 利用期間終了時に、サービス提供の確認をお願いします。

(3) (1) 併設型短期入所生活介護費、(2) 居住費及び食費についての経過措置等について
従来型個室を利用した方であって、次のいずれかに該当する方については、多床室に係る介護報酬が適用されます。

- ① 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した方。
- ② 滞在する居室の居住面積が、10.65㎡以下である方。
- ③ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への利用が必要であると医師が判断した方。

【その他】

所得に応じ高額介護サービス費の支給等の負担軽減制度がありますので、ご相談下さい。

(4) その他の料金

サービス項目	サービス内容	金 額
理美容代	希望する場合	2,000 円 ～

※このほか、理美容費や行事・クラブ活動の際に必要な材料費、また、利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等は、実費をいただきます。

(5) 支払方法

- ・ 当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月15日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動引き落としとしてお願いいたします。
但し、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。

(6) キャンセル料金

- ・ 正当な理由なくサービス提供の前日午後5時（前日が日曜日の場合は土曜日午後5時）までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合、又は連絡がなかった場合は、料金の全部又は一部をキャンセル料としてお支払いいただきます。

7. ご利用について

(1) ご利用について

- ① 当該区市町村より介護認定を受けた方で、ご利用を希望される方は当施設にご連絡ください。居室が空いている場合は、ご利用の予約ができます。（利用月の2ヶ月前の1日より受け付けています。）
- ② ご利用の予約を受付けた際には、事前面接（家庭訪問）を行います。その後、ご利用が決定した場合は、契約となります。

※ご利用に際しては、適切なサービスを提供するために心身状況・病歴・生育歴等を把握させていただきます。

※ご利用当日は、心身状況（体調）等を確認させていただきます。状況に応じてはご利用をお断りする場合があります。

(2) サービス利用の終了・中止について

- ① ご利用期間中に当施設で対応ができないほど、身体状況に変化があった場合。
- ② 利用者又は、ご家族が当施設に対し、7日間の予告期間において文書で通知を行った場合。
- ③ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家

族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

- ④ 利用者が利用料金等の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合。
- ⑤ 利用者又はご家族が当施設や当施設職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。（この場合、以後のご利用予約も無効とさせていただきます。）
- ⑥ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合。（30日前に文書で通知）

（3）契約の自動終了について

以下の場合、双方の通知がなくても契約を自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護老人福祉施設等に入所した場合。
- ② 要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合。
- ③ 利用者が亡くなった場合。

8. 当施設の利用に際しての留意事項

面 会	・原則として9時00分～20時00分です。 ・玄関カウンターに置いてある訪問記録簿にご記入をお願いします。 ・飲食物の差入れは自由ですが、フロアー職員に一声おかけください。 ※差入れは、ご本人のみでお願いします。
外 出	外出される際は、事前に職員へ一声おかけください。
飲酒・喫煙	事前にご相談ください。（居室での喫煙はできません。）
設備・器具の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者等に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
居室について	居室（個室・多床室）は空き状況やご本人のお体の状態等で変更になる場合があります。変更の場合には、事前にご相談させていただきます。
金銭・貴重品の管理	原則として、利用者の責任において管理していただきます。必要以外のものは、お持込みにならないようお願いいたします。
宗教・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教及び政治活動はご遠慮下さい。

9. 緊急時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関又はかかりつけ医に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、事前にお伺いする緊急連絡先のご家族へ速やかにご連絡いたします。但し、ご家族と連絡が取れない場合は施設の責任により、判断させていただきます。

医療機関名	悠翔会在宅クリニック北千住
所在地（電話番号）	東京都足立区千住2-3吾妻ビル 2F（03-5284-9522）
診療科目	内

医療機関名	医療法人社団けいせい会 東京北部病院
所在地（電話番号）	東京都足立区江北6-24-6（03-3854-3181）
診療科目	内・外・整外・循環器・脳神経外・消化器・内分泌・眼・泌尿・皮膚・形成・人口透析・リハ

10. 非常災害時対策

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防災管理責任者	管理課 伊藤 剛

自衛消防訓練	年12回実施いたします。(利用者が参加する場合があります。)
防災設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・非常食等

11. 個人情報の取り扱いについて

当施設はご利用者の福祉サービスの申し込みおよび福祉サービスを通じて、ご利用者等の個人情報を保有しております。そのため年度ごとに、個人情報保護法に基づき、ご利用者やご家族(代理人)の皆様、別紙「個人情報取扱いについての意向のおたずね」を用いて、情報提供について確認させていただいております。

12. この契約に関する相談・苦情窓口及び虐待通報窓口

①当施設の窓口

責任者	施設長 鈴木 剛二
電話番号	03-5691-7150
メールアドレス	sakura@houeikai.gr.jp

※なお、さらに率直なご意見がいただけるよう意見箱（エレベーター横）を設置し、プライバシーに配慮した苦情の受付・公表を行っています。

②当施設以外の窓口

- ・ 足立区 介護保険課 (電話) 03-3880-5887
(受付時間) 月～金曜日 9時00分～17時00分
- ・ 権利擁護センターあだち (電話) 03-5813-3551
(受付時間) 月～金曜日 9時00分～17時00分
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導係
(電話) 03-6238-0177
(受付時間)
土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 9時00分～17時00分

13. 事業所の概要

名 称	足立邦栄会
法 人 種 別	社会福祉法人
法人所在地	東京都足立区皿沼2丁目8番8号
電 話 番 号	03-5691-7150
代表者氏名	理事長 新井 五輪子
法人の沿革	平成11年 1月 社会福祉法人設立認可 平成12年 4月 事業開始
法人が所有する 施設・拠点	【本部所在地内】 特別養護老人ホームさくら (定員65名) 特別養護老人ホームさくらショートステイ (定員 7名) デイサービスセンターさくら〔高齢一般型〕 (定員28名) 障害者支援施設かえで 〔生活介護〕 (定員20名) 〔施設入所支援〕 (定員10名) ショートステйкаえで 〔短期入所〕 (定員 2名) 居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさくら 【東京都足立区皿沼2丁目8番9号】 足立区地域支援事業指定 地域包括支援センター鹿浜 【東京都足立区古千谷本町4丁目1番16号】 介護付有料老人ホーム リブインさくら 〔特定施設入居者生活介護〕 (定員41名)

	【東京都府中市朝日町3丁目17番地5】 障害者支援施設みずき〔生活介護Ⅰ・施設入所支援〕（定員32名） 〔生活介護Ⅱ・重症心身障害児（者）通所事業〕（定員20名） 短期入所みずき〔短期入所〕（定員 2名） 日中一時支援事業 市委託型短期入所事業
	【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとびあセンター4階】 ポンテ〔生活介護〕（定員20名） 【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとびあセンター3階】 みずきケアセンター狛江〔居宅介護/重度訪問介護/移動支援〕 あいとびあ日中一時支援室 【東京都狛江市東和泉1丁目32番21号】 多機能型事業所 こまえ工房〔生活介護〕（定員20名） 〔就労継続支援B型〕（定員20名） 相談支援センターみずき〔計画相談支援/障害児相談支援/地域定着/地域移行〕 【東京都狛江市中和泉3丁目】 パンダ／えだまめ／やまぼうし〔共同生活援助・短期入所〕 【東京都狛江市中和泉4丁目23番1号リバーサイドハイツ1階】 こまほっとシルバー相談室多摩川住宅

短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して本書面にに基づき重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

【所在地】 東京都足立区皿沼2丁目8番8号

【名 称】 特別養護老人ホームさくら

【代表者】 社会福祉法人 足立邦栄会

理事長 新井 五輪子

【説明者】 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、これから利用する短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

【代理人氏名】 _____ 印

（続柄： _____）